

桑原委員

第40回 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 提出意見

全国児童養護施設協議会 会長 桑原 教修

児童養護施設は、24時間365日昼夜問わず、社会的養護を必要とする子どもの命を守り、安心・安全な暮らしと一人ひとりの育ちを保障している。また、日々、子どもと関わり積み上げてきた養育実践に基づき、地域の子育て支援の拠点として、保護・支援を必要とする子どもやその家族、地域の子育て家庭を支援する重要な役割を担っている。

児童養護施設が備える3つの機能～児童養護施設の今後のあり方～

- 全国児童養護施設協議会（全養協）では、児童養護施設のあり方に関する特別委員会を設置し、「今後の児童養護施設に求められるもの（最終報告書）」を令和3年6月にとりまとめた。
- 児童養護施設に求められる機能として、児童養護施設が長い間、大切に育んできた子どもと大人（養育者）の日々のいとなみである「**個別的養育機能**」と、それを今後さらに充実強化するために、その基盤となって支える「**支援拠点機能**」、さらに支援拠点機能と個別的養育機能を地域の要保護・要支援児童等の支援に活用していく「**地域支援機能**」の3つに整理した。
- 本体施設（本園）には、支援拠点機能に支えられた個別的養育機能、地域支援機能がある。
- 分園は本体施設（本園）の持つ支援拠点機能に支えられながら個別的養育機能を展開している。また、本体施設（本園）では、分園で暮らすことが困難な緊急的かつ重篤な課題や、多様なニーズを抱えた子どもに多職種で構成されたチームにより専門的な個別的養育を行っている。
- さらに、地域の要保護・要支援児童やその家族に対して、ソーシャルワークによるニーズ把握を通して、親子関係支援やショートステイ等による予防的支援を展開している。

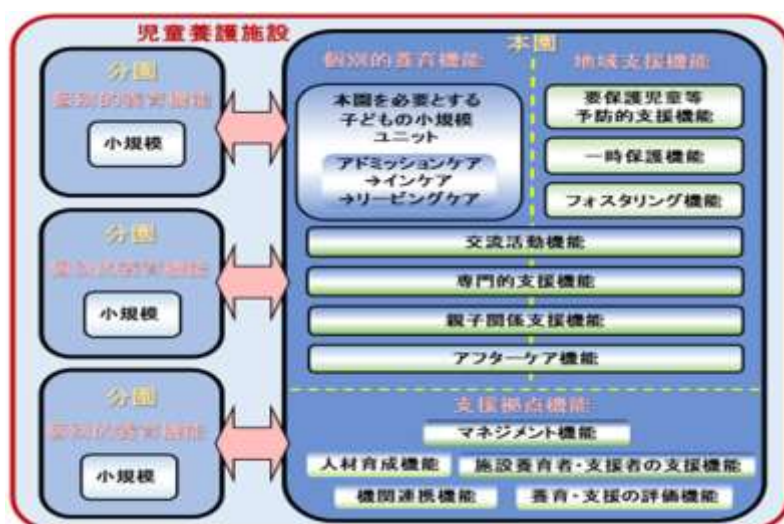


図6「児童養護施設の本園・分園別機能」（今後の児童養護施設に求められるもの（最終報告書）より）

Ⅱ－（３）社会的養護・代替養育

- ① 家庭養育優先原則への推進
- ② 施設の高機能化・高機能化

児童養護施設における「養育」の専門性は、地域の保護・支援を必要とする子どもと家族の個別ニーズに重層的に応えられる。

- 児童養護施設の本体施設（本園）の役割は、地域小規模児童養護施設などの小規模グループケアにおける個別的養育を支え、緊急的かつ重篤な課題や多様なニーズを抱えた子ども※)に、より専門的な個別的養育を行っている。

※) 不適切な養育環境にいたことで、家庭的な暮らしに戸惑い混乱する子どもや、養育者との濃密な関係が子どもの恐怖や怒りなどの感情を露呈させ、養育者一人では受け止めきれず複数の職員による対応が必要な子ども、比較的高年齢で入所したため短期間で自立に向けたチームケアを必要とする子ども、などが例示される。

- 社会的養護を必要とする子どもの養育と家族支援は、分園単独の個別的養育のみで成せるものではなく、本体施設（本園）に配置される多様な専門職のチームワークと他機関とのネットワークにより、支援機能を重層的、総合的に提供することで、施設における家庭的養育に続く家庭復帰や子どもの自立支援を可能としている。
- 児童養護施設における社会的養護を必要とする子どもとその家族の生活全般に関わる支援の経験により高められた日々の養育のいとなみと、多職種が連携したチームケアとソーシャルワーク力そのものが、施設の高機能化であり、その専門性により地域で暮らす要保護・要支援児童とその家族の支援に生かし、児童養護施設が重要な役割を担うことが可能である。
- そのことを踏まえ、本報告書に記載された児童養護施設を含む児童福祉施設の機能と、果たす役割、それを支えるための措置費の在り方を早急に検討いただきたい。

IV－（２）支援の必要性の高い子どもやその家庭への在宅での支援

③ 支援の必要性の高い子どもやその家庭への支援

i) 子どもと保護者の支援

親子再構築支援に関して、形式的な保護者支援プログラムだけで完結するのではなく、家庭復帰後も生かされ、継続的に支援していくことが必要である。

- 児童養護施設における施設入所中の支援においては、子どもにとって唯一無二の家族のつながりを大切にし、子どもとの関わり、保護者との関わりを通じて、子どもと保護者の課題や関係性を理解し、保護者と子どもの状況に応じた親子関係の支援を行っている。
- 家庭復帰あるいは退所後も、保護・支援を必要とするケースとして、養育者とのこれまでの関係性を基盤に、訪問や来所による面談など子どもが安心して暮らしていけるよう継続した支援を行い、新たな生活を支える機関（学校、医療機関、市町村、福祉事務所、児童家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会等）や支援者、制度へとつなぎ、一人ひとりの子どもを支える社会の基盤強化を図っている。
- 児童養護施設は、地域における子育て支援拠点として、24 時間 365 日体制で要保護・要支援児童やその家族、地域の子育て家庭の相談支援を展開し、家庭のニーズに合わせてショートステイやトワイライトステイを実施することで予防的支援に寄与している。このことは、親子分離を回避させ、養育のパーマネンシーを保障する極めて重要な課題に貢献している。
- このように、措置期間中だけではなく、予防的支援からアフターケアまでの一連の養育・支援を担う児童養護施設の役割は大きいと考える一方、児童養護施設において、親子関係支援や地域支援を担うソーシャルワーカーの配置が十分ではなく、更なる配置拡充が必要である。
- 児童相談所においては、心理職の配置だけではなく、親子関係支援、関係機関との連携を図るためのソーシャルワーカーの役割は重要・不可欠であり、配置拡充、機能強化が重要である。

V－（２）社会的養育経験者の自立支援

② 施設等に入所している児童等への自立支援

社会的養育経験者が社会で孤立せず、安心・安全に生活していくためには、継続して繋がり状況を把握するなかで、自立に向けた段階的かつ継続的な支援を展開する必要がある。

- 虐待や障害による影響や複雑な家族、高年齢児の段階での入所等により、直ちに自立することが困難であったり、進学や就職等の継続のため引き続き支援が必要な子どもについて、措置延長により 20 歳まで、報告書（案）において児童自立生活援助事業により児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関等との調整も踏まえたうえで、都道府県が必要と判断する時期まで自立支援が提供されることが明記されたことは評価する。
- 児童自立生活援助事業から既存の大人の支援の枠組みへ移行していくなど、社会的養育経験者が社会で孤立せず、安心・安全に生活していくために、地域の実情を踏まえた継続的な支援体制の構築が重要であり、段階的な自立支援に向けた支援が必要である。
- また、報告書（案）28 頁に記載された都道府県等の圏域を超えた移動に当たっての取扱いについて、自立支援を提供する拠点と、当該拠点設置都道府県、移動先の都道府県等に対応を行うこととなるが、児童が確実に自立支援につながるができるよう、具体的な仕組みについて、早急に検討いただきたい。

VI III～Vを実現するための基盤整備

（１）人材育成

本報告書（案）において、子ども家庭福祉分野に関わる人材の資質向上に関して、児童福祉施設等職員について論じられることはなかったが、子ども家庭福祉を推進していくためには、都道府県・市町村、児童相談所と児童養護施設等が連携することが重要であり、人材の確保と質の向上のため、研修・人材育成の充実、処遇改善を図る必要がある。